

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
利根川自転車道線	加須市新川通字長沼九七三番五地先から 同市弥兵衛字中分道上五一六番一地先まで	令和六年十一月一日	令和五年六月二十七日付け埼玉県行田国土整備事務所長 告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五二〇・〇〇メートル